

議 事 録

第 2 7 回 多 久 市 農 業 委 員 会 定 例 会

1 日 時 令和 7 年 9 月 2 日 (火) 9 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0

2 場 所 第三委員会室

3 出席委員

1 番	野方 信良	2 番	百崎 善夫
		4 番	永渕 晴彦
5 番	北島 繁安	6 番	陣内 敬
7 番	平山 一信	8 番	白仁田 和幸
9 番	山田 俊哉	1 0 番	曲渕 啓子
1 1 番	釘崎 正弘	1 2 番	田中 英行

4 欠席委員

3 番 北島 正章

5 議事日程

- ・第 7 6 号議案 農地法第 3 条による許可申請について
- ・第 7 7 号議案 農地法第 5 条による許可申請について
- ・第 7 8 号議案 多久市農用地利用集積等促進計画（案）について
- ・第 7 9 号議案 多久市農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見等について

6 事務局

局 長 松永 直
次 長 藤瀬 英樹
係 長 平野 恵美子
主 事 溝口 亮太

(議長) 永渕会長

議事録署名委員の指名

1 2 番 田中委員、1 番 野方委員を指名

(議長)

それでは議事に入ります。

第 7 6 号議案 農地法第 3 条による許可申請について、事務局から議案の説明をお願いします。

(局長 朗読と説明)

(議長)

委員の皆様から、何か質問はありませんか。(特になし)

(議長)

第 7 6 号議案 農地法第 3 条による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第 7 6 号議案 農地法第 3 条による許可申請につきましては、原案のとおり決定いたしました。

(議長)

次に第 7 7 号議案 農地法第 5 条による許可申請について、事務局から議案の説明をお願いします。

(局長 朗読と説明)

ただいまの説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

(地区担当委員 補足説明)

(議長)

委員の皆様より、何か質問はありませんか。

(農業委員)

申請番号 1 番の西隣にある土地は耕作中なのか

(農業委員)
現在も水田として耕作中

(農業委員)
申請番号２番について、蓄電池があるだけで蓄電になるのか

(事務局)
送電線から流れる電気を溜める

(議長)
第７７号議案 農地法第５条による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第７７号議案につきましては、本委員会で許可相当の意見を付して、県に進達することに決定いたしました。

(議長)
次に第７８号議案 多久市農用地利用集積等事業計画（案）について、事務局から説明をお願いします。
(局長 朗読と説明)

(議長)
委員の皆様から、何か質問はありませんか。(特になし)

(議長)
第７８号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第７８号議案については、原案のとおり決定いたしました。

(議長)
追加議案 第７９号議案、意見照会
多久市農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について、農林課から議案の説明をお願いします。
(農林課 朗読と説明)

(議長)

委員の皆様から、何か質問はありませんか。

(農業委員)

申請番号1番について、倉庫になるはずだった土地は一度農振除外をされているからそのままでいいのですね

(農林課)

事業取り下げをされた場合は、もう一度農振編入の手続きを行う必要がある

(農業委員)

申請番号1番について、農地耕作はしているのか

(農林課)

2年間ほど耕作されておらず荒れている状態であったので、市のほうで農地復元作業を行い耕作していただいている

(農業委員)

それは事業者が(金銭的)負担をしているのか

(農林課)

市が負担している

(農業委員)

事業者の後始末を市が負担するというのは不適切ではないのか

(事務局)

復元のための予算計上について可決はいただいたが、市議会でもかなり揉めた

(農業委員)

今後同様のことが無いようにしていただきたい

(農業委員)

申請番号3番について、土地の所有者は亡くなっているはずだがその点についてはどのようになっているのか

(農林課)

県に確認したところ農振の編入は遺族の方の名前が分かれば問題ないということであった

本人方からの許可も貰っている

(農業委員)

申請番号1番について、地主との話はついているのか

(農林課)

耕作できない期間分の補償は行われていると聞いている

(議長)

第79号議案多久市農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について、原案に対し異議なしの方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、第79号議案については、本委員会で異議なしを付して、市に回答することに決定いたしました。

以上で、議事は終わりました。

報告事項

- ・農地の賃貸借契約解約届について
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

次回定例会について

令和 7年 10月 2日(木) 9:00～ 第三委員会室